| 決 | | 裁 | | | | |
|-----|----|----|--|--|--|--|
| 主事補 | 主事 | 館長 | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

垣生公民館施設及び設備使用許可願

令和 年 月 日

(宛先)新居浜市教育委員会

団体名

住 所

使用責任者 氏 名

電 話

次のとおり使用したいので、許可くださいますようお願いします。

| 使 | 用 | 目 | 的 | | | | | | | | | | |
|---|-----------|---|----|------|------|-------|-----|---|----|-----|-----|------|-----|
| 使 | 用 | 日 | 時 | 令和 | 年 | 月 | 日 | (|) | 時 | 分から | 時 | 分まで |
| | 月箇戸 数量 | | び品 | 利 | 室 | 調理室 | | 図 | 書室 | 学習 | 室 | 大会議室 | |
| 参 | 加 | 人 | 員 | 男 | ,性 | 人・す | ·性 | | 人 | ・子供 | 人 | 計 | 人 |
| そ | O. |) | 他 | 会費、村 | 才料費等 | の個人負担 | 且 (| | | 円) | | | |

備考

社会教育法

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事業に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支持してはならない。